

(11) 処遇改善手当 支給 要綱

1 目的

令和6年度介護報酬改定において

- ①事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点
- ②利用者にとって分かりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくする観点、
- ③事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とする観点から、処遇改善に係る加算の一本化が行なわれ。

具体的には、介護職員処遇改善加算（以下「旧処遇改善加算」という）

介護職員等特定処遇改善加算（以下「旧特定加算加算」という）

介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という）以下旧3加算の

各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、

令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）への一本化が行なわれ

加算を財源に、福祉サービス事業所に勤務する職員に「処遇改善手当」を支給し処遇改善を図る。

2 新加算の算定要件

新加算を算定するためには、以下の3種類の要件を満たすことが必要。

- ① キャリアパス要件
- ② 月額賃金改善要件
- ③ 職場環境要件

3 支給期間

処遇改善手当の支給期間は以下の通り。

初年度 令和6年6月から令和7年3月（10ヶ月）

次年度 毎年4月から翌年3月までの1年間（12ヶ月）とし各年度ごとに支給する。

支給期間に新規採用された職員は、採用月より支給対象とする。

4 支給対象職員

宇津峰十字の里、Almond、シオンの園、コーポラスいちの、ワークセンター麦、カノン、バニラの職員

5 配分方法

「月額支給」

- ① 処遇改善 本俸（グループ設定あり）
各事業所別に、新加算の算定を計算し「処遇改善本俸額」を算定する。

<入所系>

グループA	正職員（直接処遇職員）	処遇改善本俸額	×	1		
グループB	正職員（その他職員）	処遇改善本俸額	×	0.8		
グループC	臨時・パート職員	処遇改善本俸額	×	0.1～0.8	×	常勤換算

*パート職員については、事業所別に割合支給を算定する

<通所系>

グループA	正職員（直接処遇職員）	処遇改善本俸額	×	1		
グループB	臨時・パート職員	処遇改善本俸額	×	0.1～1	×	常勤換算

*パート職員については、事業所別に割合支給を算定する

＜相談系＞

グループA	正職員	処遇改善本俸額	×	1
-------	-----	---------	---	---

- ② 処遇改善 夜勤手当 6,000円/回
- ③ 処遇改善 資格手当 3,000円/月
- ④ 処遇改善 主任手当 3,000円/月
- ⑤ 処遇改善 副主任手当 3,000円/月

「年度末支給」

各事業所に支払われる介護報酬(新処遇改善加算)の年度総額を上回る額を算定し
年度末に、処遇改善手当支給額調整金をグループ別に一時金として支給する。

支給日 毎年3月15日

6 支給対象外職員

支給の対象とならない職員は、次の職員とする。

- (1) 無給休職者(無給期間)
- (2) 停職者
- (3) 各年度の支給期間に退職した者は在籍する月までの支給とする。

7 その他

「処遇改善手当金」支給対象職員より手当金の支給辞退の申出があった場合は
理由書を添付して辞退することができる。

(施行期日)

- 1 本要綱を令和6年6月1日より施行する。
- 1 本要綱を令和8年6月1日より施行する。